

男性の子育て目的の休暇の取得促進

社員がその能力を発揮し、仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年7月1日～令和5年6月30日までの3年間

2. 内容

目標1 育児休業等の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・令和2年7月～社員への調査・検討開始
- ・令和3年1月～事業所内休憩室に掲示

目標2 令和4年3月までに所定外労働時間の均一化を検討する。

<対策>

- ・令和3年4月～各グループにおける問題点の検討及び作業の実施

目標3 令和5年4月までに就業規則の改訂を行い、休暇制度を導入する。

<対策>

- ・令和4年4月～男性の子育て目的の休暇取得を試行
- ・令和5年4月～就業規則改訂、休暇取得実施